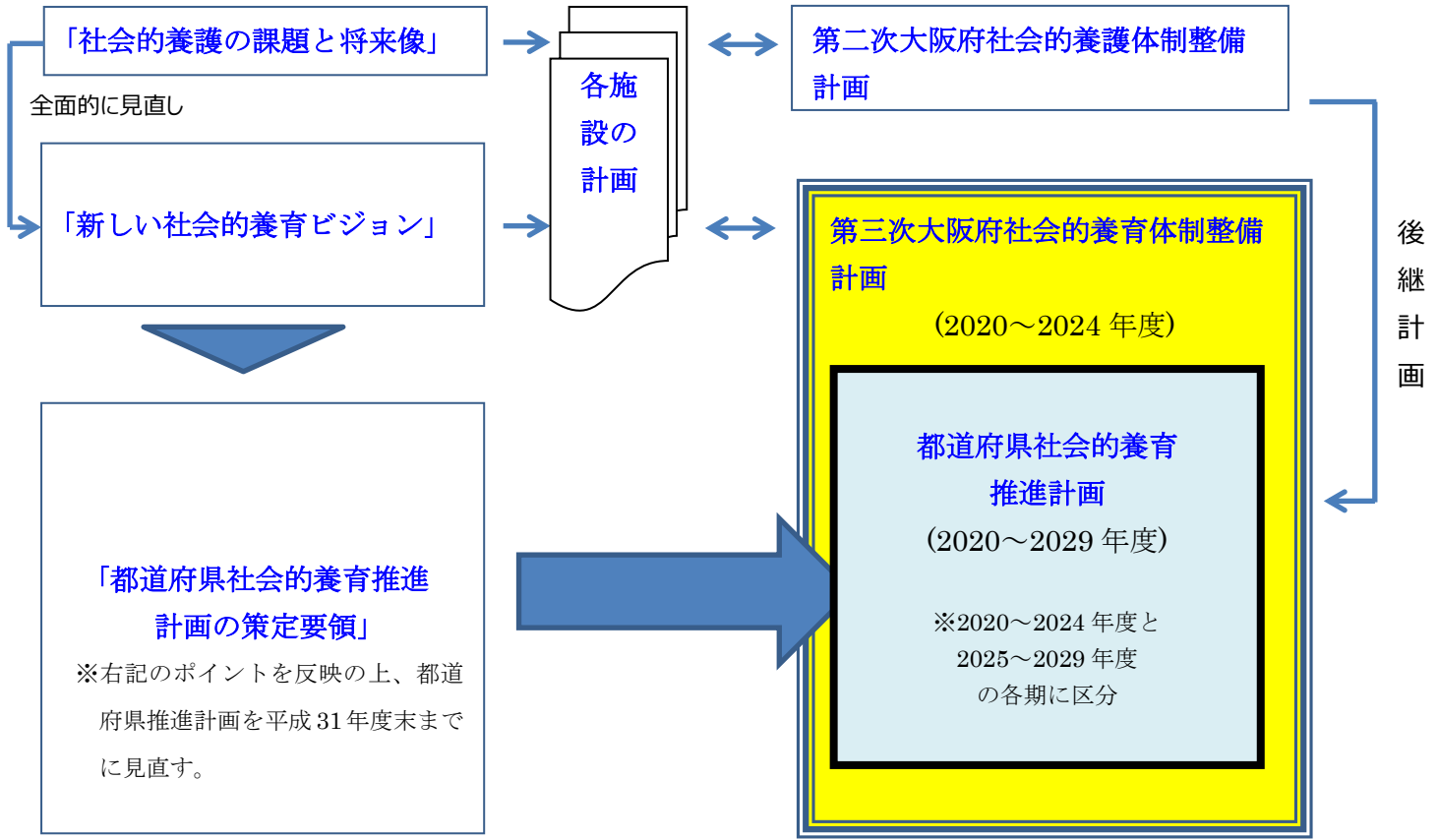


# 第3次大阪府社会的養育体制整備計画の策定について

**<経過>**  
 平成28年4月：児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが明確化され、子ども家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実等が求められるとともに、代替養育についても家庭での養育が原則とされた。  
 平成29年8月：国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、国と都道府県がそれぞれの役割分担のもとで大きく施策を動かすための改革工程が示されるとともに、「都道府県推進計画」についても平成30年度末までに見直すこととされた。  
 平成30年7月：厚生労働省より「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出され、計画に盛り込むべき事項の詳細が示された。また、計画見直し年度は平成31年度末までに延長された。

## 第3次大阪府社会的養育体制整備計画の位置付け（イメージ）



- <都道府県社会的養育推進計画の記載事項のポイント>**
- ① 子どもの権利保障および家庭養護優先原則の徹底や子どもの最善の利益の実現。  
 計画の進捗評価を目的とした評価指標の把握。
  - ② 当事者である子どもからの意見聴取や子どもの権利を代弁する方策の推進。
  - ③ 市区町村における子ども家庭支援体制構築のための取組強化（相談支援体制等の整備、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進等）。
  - ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み。
  - ⑤ 里親のリクルート及びアセスメントから、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスティング業務）の包括的な実施体制の構築。  
 国の目標（乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率の実現）の実現に向け、地域の実情を踏まえた2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標の設定と、年齢区分別の里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み数の推計。
  - ⑥ 概ね5年以内に年間1000人以上の縁組成立を目指す国の方針を踏まえ、特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築。
  - ⑦ 概ね10年程度で施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図る人材育成を含めた計画の策定。年齢区分別の施設で養育が必要な子ども数の見込み。
  - ⑧ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の見直し。
  - ⑨ 社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施や、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組。
  - ⑩ 中核市の児童相談所の設置に向けた取組や、都道府県における人材確保・育成に向けた取組。

## 計画の検討体制とスケジュール

○本計画は、学識経験者、児童福祉施設代表、里親代表等による大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会と、部会に設置されたワーキンググループ（社会的養護ワーキンググループ・子ども家庭支援体制ワーキンググループ）での議論や、関係施設等からのヒアリングを経て策定予定。  
 ○平成30年度中に、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に示された10項目について、各ワーキングにおいて集中的に審議し、大阪府の計画に記載すべきポイントを整理するとともに、施設及び市町村に対してヒアリングを実施し、計画見直しの趣旨についての理解と課題の整理、施設に対しては「家庭的養護推進計画」の見直しについて調整を行う。

**<スケジュール>**  
 ※別紙のとおり